## 農地法第3条第1項の規定による許可申請書

令和○○年○○月○○日

## 幕别町農業委員会会長様

譲渡人(貸主) 住 所:幕別町本町○○番地

職業:無職

氏 名:幕別 花子

生年月日: 昭和〇〇年〇〇月〇〇日 生

譲受人(借主) 住 所:幕別町字相川○○番地

職業:農業

氏 名:幕別 太郎

生年月日: 昭和〇〇年〇〇月〇〇日 生

法人の場合は、主たる事務所の所在地、業務の内容、 名称及び代表者の氏名

農地(採草放牧地)について、所有権(地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、 賃借権、経営委託による権利、その他の使用及び収益を目的とする権利)の移転(設定)の 許可を受けたいので、農地法第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

記

1 当事者の氏名等 (国籍等は、所有権を移転する場合に譲受人のみ記載してください。)

当事者	氏 名	年 齢	職業	住 所	国 籍	在留資格又は 特別永住者
譲渡人 (貸主)	幕別 花子	60	無職	幕別町〇〇××番地		
譲受人 (借主)	幕別 太郎	40	農業	幕別町××○○番地	_	

#### (記載要領)

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載し、定款又は寄付行為の写しを添付(独立行政法人及び地方公共団体を除く。)してください。
- 2 国籍等は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等(日本国籍の場合は、「日本」)を記載するとともに、中長期在留者にあっては在留資格、特別永住者にあってはその旨を併せて記載してください。法人にあっては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国(内国法人の場合は、「日本」)を記載してください。
- 3 競売、民事調停等による単独行為での権利の設定又は移転である場合は、当該競売、民事調停を証する書面を添付してください。

2 許可を受けようとする土地の表示及びその状況

所 在	地番	地	目	面	積	所有者の氏名 又は名称	所有権以外の使 が設定されてい	用収益権 'る場合
771 15.	地質	登記簿	現 況		$(m^2)$	[現所有者が登記簿と異なる 場合にはその氏名又は名称]	権利者の氏名 又は名称	権利の 種 類
字相川	00-0	原野	畑	12,3	345	幕別 花子 [ ]		
字千住	OO-O の内	畑	畑	6,0	00	幕別 花子 [ ]		
以下余白						[ ]		
						[ ]		
						[ ]		
		E						
<u></u>	計		田	18,3	345			
<b>育</b> 丁			也計	18,3	345			
		採草族	<b>女牧地</b>					

3	権利	を	移	転	(	設	定	)	L	ょ	う	لح	す	る	理	由

(1) 譲	渡人(貸主)	所有農地の貸付	
-------	--------	---------	--

(2)	<b>滋</b> 爲 人 (	同上冊由による供所	
$(\Delta)$	成文八(旧工)	同工在田による旧文	

4 権利を移転(設定)しようとする契約の内容

契約の種類	土地引渡しの 時 期	対価、賃料等の額 [10a当たりの額]	資金調達の方法	その他
賃貸借	<del>年月日</del> 許可日	180,000 円 L10a当たり 約10,000円 ]	自己資金	10年間
	年 月 日	円		
	許 可 日	[10a当たり ]		

注)資金調達の方法が、農業経営基盤強化資金ほか制度資金の借入れによる場合は、その資金名及び借入予定額を記載すること。また、賃貸借契約の場合には、その他の欄に契約期間を記載すること。

5 権利を取得しようとする者又はその世帯員等(住居及び生計を一にする親族(療養、就学等により一時的に住居又は生計を異にしている親族を含む。)並びに当該親族が行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をいう。以下同じ。)が、現に所有し、又は使用収益権を有する経営地の状況(農地法第3条第2項第1号)

		農地面積(m²)		田	火	<b>Ш</b>	樹園地	採草放牧地 面積(㎡)
	自作地	① 234,232			234,	,232		2 10,000
所有	貸付地							
地		1			Life	п	c-i	. 1
		所 在	ŧ	也番	地 登記簿	月 現 況	面 積	[ m²)   状況・理由
	非耕作地							
								10° 445 11° 11° 11°
使用		農地面積(m²)		田	火	田	樹園地	採草放牧地   面積(m²)
	借入地	3 100,000			100	,000		<b>4 0</b>
権を	貸付地							
収益権を有する土		所 在	<u>†</u>	也 番	地	目	面 積	<sup>[</sup> ㎡) 状況・理由
土					登記簿	現況	(	111 /
地	非耕作地							
_		1					T	1
		農地面積	計 (	m²) 採	草放牧地	面積計 (m²)	経営地	面積合計(㎡)
۷∀	쓰스 네티 스 크디	5=1+3		6	=2+4		5+6	
経	営 地 合 計	334,232	2		10,	000		344,232
	<b>声</b>							

注1 「自作地」欄、「貸付地」欄及び「借入地」欄には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載すること。

なお、「使用収益権を有する土地」欄の「貸付地」は、農地法第3条2項第5号の括弧書きに該当する土地である。 2 「非耕作地」欄には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載すると ともに、その状況・理由として、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「~であることから条件不利地であり、 〇年間休耕中であるが、草刈り・耕起等の農地としての管理を行っている」等耕作又は養畜の事業に供することが できない事情等を詳細に記載すること。

3 「備考」欄には、貸付地がある場合はその許可年月日及び現在貸し付けている理由を記載すること。

- 6 権利を取得しようとする者及びその世帯員等の大農機具及び家畜の所有状況 並びに農作業に従事する者の状況 (農地法第3条第2項第1号関係)
- (1) 作付(予定)作物及び作物別の作付面積

	田		畑		樹。	園 地	採草放牧地
作付(予定)作物		小麦	馬鈴薯	大豆 等			牧草
権利取得後の面積 (m <sup>2</sup> )		150,000	100,000	102,577			10,000

## (2) 大農機具又は家畜

数量	種類	トラクター	作業機	牛	
(本収1 ブレンスもの)	所 有	5台	一式	5頭	
確保しているもの	リース				
	所 有	2台			
	リース				
(資金繰りについて)					

(3) 農作業に従事する者(	- 1 F - 表 (∟ 1/止	· 尹 9 つ	1年の初入り	π.
----------------	------------------	---------	--------	----

T	権利を取得し	ようとする者が個人	である場合にけ	その者の農作業経験等の状況
/	一年在生して おんさせ し	(み / に タ 「幻´目 // 「凹 /	し しひどいかか ロリーしょく	- C V Z T D V Z T D T T N T N T N T V Z 1 N 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

農作業歴 15 年、農業技術修学歴 年、その他( )

イ 世帯員等その他常時雇用している労働力(人)

現 在: 2 人(農作業経験の状況: 15年 )

増員予定: 人(農作業経験の状況: )

ウ 臨時雇用労働力(年間延人数)

現 在: 10 人(農作業経験の状況:5年から10年)

増員予定: 5 人(農作業経験の状況: )

エ アの個人として権利を取得しようとする者、イの世帯員等その他常時雇用している労働者及びウの臨時雇用労働者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定し、又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間

平均距離: 2.4km 平均時間: 10分

- 注)1 「大農機具」とは、トラクター、耕運機、自走式の田植機、コンバイン等を、「家畜」とは、牛、豚、鶏等をいう。
  - 2 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ(融資を受けられることが確実なものに限る。) 等資金繰りについても記載すること。

8 梢		さする者	-	員等が行う耕作又は養音 号関係)	野の事業に必要	な農作業
	農作業に従事 する者の氏名	年齢	主たる職業	権利取得者との関係 (本人又は世帯員等)	農作業への 年間従事日数	備考
	幕別 太郎	40	農業	本人	300	
	幕別 花実	40	農業	妻	300	
農 とV	地又は採草放牧地に いう。)が、その土地を のにレ印を付すこと	こつき、所 貸し付け :。	「有権以外の権原 、又は質入れしよ	(農地法第3条第2項 に基づいて耕作又は養畜の事 うとする場合(転貸する場合)に	事業を行う者(以下「 こは、次の事項のう	ち該当する
	「賃借人等又はその ができないため、-			、その土地について耕作、採 <sup>,</sup> 合である。	草乂は冢畄の放犯	又をすること
		隻作(田)	こおいて稲を通常	ご貸し付けようとする場合で 京栽培する期間以外の期間和 する場合である。	-	:培すること
	(表作の作付内容:		裏作の作			
	農地所有適格法人	の常時行	<b>逆事者である構成</b> 。	員が、その土地をその法人に負	貸し付けようとする場	景合である。

7 信託の引受け該当有無 (農地法第3条第2項第3号関係)

有

信託の引受けによる権利の取得

10 周辺地域との関係 (農地法第3条第2項第6号関係)

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼす影響を確認するため、次の事項のうち該当するものを〇で囲むこと。

(1)	地域の水利調整への参加 : 参加	不参加 該当なし				
(2)	農薬の使用状態: 農薬使用	減農薬 無農薬				
(3)	地域の共同防除活動への参加 参加	不参加 該当なし				
(4)	遺伝子組換え作物の栽培予定 : あり	なし				
(5)	5の作付(予定)作物の栽培: 連作	一部連作 輪作				
(6)	(6) (5)で、連作又は一部連作に○を付した場合には、当該農地や周辺農地への土壌障害等の影響					
	を回避する方法について記載すること。					
(7) この権利移転に関して、周辺農家等との話し合いをした事項又は話し合いをする予定の事項につ						
いて、その内容を記載すること。						

# (記載要領)

- 1 法人の場合は、定款又は寄附行為の写し及び法人の登記事項証明書を添付すること。 ただし、独立行政法人及び地方公共団体の場合にあっては、定款又は寄附行為の写し及び法人の登記事項証明書の添付は不要とする。
- 2 申請書は、3部提出すること。 ただし、申請人が2人を超える場合は、その超える人数に相当する数の申請書を加えること。
- 3 権利を取得しようとする者が農地所有適格法人の場合は、別紙1を添付すること。
- 4 農地法第3条第3項の規定により、農地所有適格法人以外の法人等が行う使用貸借又は賃貸借の申請を 行う場合は、別紙2を添付すること。

5 申請の際には、許可を受けようとする土地の登記事項証明書(1部)を提出するほか、次の表の左欄に掲げる場合には、それぞれ同表の当該右欄に掲げる書類又は図面を提出すること。

農業協同組合又は農業協同組合連	<b>喜合会が</b>	付表	₹ 1	経営委託に係る権利	設 定 調 書
経営委託により権利を取得するとき。					(2部)
農地法施行令第2条第2項第3号に該当するとき。		付表	₹ 2	乳牛等の飼育法人関係	系権利移転
展地伝施刊 7 第2 未第2 填第3 专 に 該 目	9 000.			(設定)調書	(2部)
上記以外の場合で農地所有適格法人以外の法人		付表	₹ 3	一般法人関係権利移転	(設定)調書
(農地法第3条第3項の規定の適用による					
申請者を除く。)が権利を取得するとき。					(2部)
也下・空間を目的とする地上権を取得するとき。 ************************************		付表	₹ 4	地下・空間を目的とする	地上権設定
地下・土間を自動とする地工権を収付す	主向を目的にする地工権を取得すること。			(移転)調書	(2部)
許可申請地が、信託財産のとき。		付表	ŧ 5	信託財産に係る権利移	多転(設定)
				調書	(2部)
農地中間管理機構が、農地所有適格法人に農業経営		付表	₹ 6	農地所有適格法人へのと	出資・持分譲
基盤強化促進法第7条第1項第3号に掲げる事業				渡調書	
に係る現物出資を行うため所有権を移転するとき。					(2部)
所有権以外の権原に基づいて事業に供されて		付表	ŧ 7	賃借権等に基づき事業	に供されて
いる農地等につき、その者以外の者が所有権を				いる農地等の権利移転	云調 書
取得しようとするとき。					(2部)
農業協同組合又は農業協同組合連合会が、使用貸借		農業組	圣営規	見程及び農協法第11条の5	0第3項の規
による権利又は賃貸借による権利を取得するとき。		定によ	る手糸	売きを証する書面	(2部)
権利取得者が景観整備機構であるとき。		景観	法第5	56条第2項の規定により	市町村長の
		指定	を受	けたことを証する書面	(2部)
	判決書、認諾	判決書、認諾調書、裁判上の和解調書、家事審判書、家事調停調書、民事調停			
単独申請をするとき。	調書(判決書又は審判書にあっては、判決確定証明又は審判確定証明が添付				
	されているものに限る。)、競売調書、公売調書又は遺言書、遺言検認				
	書、遺言公	遺言公正証書若しくは遺言確認書の謄本 (1部)			
一筆の土地の一部について権利移転(設定)しよう		その土	地の年		(申請人が2人を
とするとき。		超える場	合は、	、その超える人数に相当する数	枚を加えた部数))
賃借権若しくは使用貸借による権利を譲渡し、			者の	)承諾書	
又は転貸しようとするとき。					(1部)
l					